

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO 法人 ピースデポ( 平和資料協同組合 )/PCDS( 太平洋軍備撤廃運動:  
Pacific Campaign for Disarmament and Security )  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーンネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org  
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

164 02/6/1

¥200

## 米口が新条約を締結

# 暗雲に覆われる米口新時代

遠のいた核廃絶、進んだミサイル防衛

5月24日、米口は新しい関係を宣言する共同宣言を発して、戦略兵器「削減」の新条約(モスクワ条約)を結んだ。米国は欲しいものをほとんど取った。ロシアは条約という形だけを取ることができた。というのが新条約についての率直な印象である。好むと好まざるにかかわらず、しばらくの間は核軍縮はこの条約体制を基礎に進まざるを得ない。マスメディアでは、核弾頭が3分の1に減るという大見出しが踊った。米口新時代も強調された。これらのメッセージは本当だろうか。

## まやかしの核削減

モスクワ条約は、両国の批准を待たなければ発効しないが、ロシア議会はこれに同意するだろうか。ロシアとしては苦しい選択である。議会におけるブッシュ批判が強まっている米国の批准プロセスも波乱含みである。短い条約なのでその全訳と解説を次号で行いたい。

ここでは、戦略核弾頭の6000発から1700~2200発への削減について、問題点を列挙しておく。米国に関する分析であるが、ロシアも経済力があれば同様に

ふるまおうとするだろう。(本誌160号参照)

1. 作戦配備から退けられるだけであって、多くは再使用可能な状態に保存される。「仮想の削減」「まやかしの削減」「削減の振りをする」などと呼ばれる所以である。

2. 削減対象となる6000発の作戦配備の戦略核の他に非戦略核兵器など約4000発の弾頭と、約5000発の戦略的予備のピットが手つかずのままである。実質削減と呼ばれる内容は、以前からの計画通りミニットマンの弾頭一

## 未臨界実験に抗議義務

# 注目すべき苦小牧「非核条例」

非核港湾条例を作る試みが北海道で熱心に取り組まれている。全体的な状況は4ページに譲るが、「苦小牧市非核平和都市条例(4月1日、公布・施行)の重要点が見落とされがちなので、注意を喚起しておきたい。条約の全文は4ページにある。

第6条 市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

これは、未臨界実験、その他の実験室内の核実験も含めて、すべての核実験に対する抗議を義務づけた最初の条例ではないかと思われる。「実験等」にどのようなものがあるかを、科学的な根拠をもって列挙することが、苦小牧の市民運動として重要になってくる。

第5条 市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合には、関係機関に対し協議を求め

4ページへつづく→◆

**有事法制  
マエダ便 5**  
6月地方議会が重要  
3ページ

**米軍事故つづく沖縄**  
6ページ

種類が廃棄されるだけである。

3. クリントン大統領時代に米ロが合意していた戦略兵器削減交渉(START、)が先後退した。弾頭数はほぼ同じだが、達成期間が延期され、不可逆性が放棄された。ロシアは多弾頭ミサイルの温存が可能になった。

## 米ロ新時代?

「新戦略的枠組み」と呼ばれる新しい米ロ関係の枠組みへに向けて、ブッシュ・ブーチン両大統領の節目となった経過には次のような日付があった。

2000年

- 5月1日 ブッシュ・国防大学演説
- 6月16日 リュブリャナ・米ロ首脳会談
- 7月22日 ジェノバ・米ロ首脳会談
- 11月13 ~ 15日 米ロ首脳会談
- 12月13日 ブッシュ・ABM条約脱退通告

2001年

- 1月9日 米・核態勢見直し(一部)公表
- 1月29日 ブッシュ・「悪の枢軸」年頭教書
- 5月24日 モスクワ・米ロ首脳会談

確かに新しい米ロ関係に入ったが、宣伝されているような「信頼の関係」ではない。米国の力の優位の上に築かれようとしている危険な関係が始まろうとしている。

米ロ共同宣言の抜粋訳と解説は次号に譲るが、ここでは次の三点に触れておきたい。

1. 相互確証破壊(MAD)という冷戦時代の戦略バランス概念が公式に否定された。しかし、今から10年後に両国が1700~2200発もの戦略核兵器を配備を継続する背後には、相手を完全破壊すべき対象と考える戦略的基本認識が厳然と生き残っていることを示している。さらに、削減兵器の再配備を考えた貯蔵が行われる。

「ならずもの国家」「テロ」が、核兵器使用の新しい対象として登場していることは、もちろん新たな危険信号であるが、根本で冷戦思考が土台となっていることを忘れてはならない。

2. 米国のミサイル防衛路線がロシア

# インドNGO 印パ間の緊張に警鐘

2000年11月にニューデリーで結成された「核軍縮と平和のための連合」(CNDP)は、「インド核ドクトリン」に基づくインド政府の核政策を批判し、印パ間の核兵器使用の危険性に警鐘を鳴らしてきた。2001年12月に発生したニューデリー国会襲撃事件を契機に、インドは軍隊を国境に集結し、ジャム・カシミールをめぐる印パ間の緊張は急激に高まった。2002年1月12日、パキスタンのムシャラフ大統領が演説し、イスラム過激派グループを非合法化する一方、他方ではインドの態度をカシミール住民に対する「国家

テロと非難した。1月25日、インドは短距離弾道ミサイル「アグニ1」(射程距離700キロ)の実験を行った。5月半ば以降、カシミール地方で印パ双方による砲撃が断続的に続き、こうした状況においてCNDPIは21日、インド国民に自制を求める声明を発表した(全訳を次に掲げる)。5月末にはパキスタンモインドに対抗してミサイル実験を行い【25日:中距離ミサイル「ガウリ」(射程1500キロ)、26日:短距離ミサイル「ガズナビ」(同290キロ)、28日:短距離ミサイル「ハトフ2」(同180キロ)】印パ間の緊張は一層高まっている。(藤田明史)

## CNDPIは戦争キャンペーンの停止を訴える

2002年5月

CNDPIは、パキスタンとの「全面戦争」をけしかけするためにインドで行われているキャンペーンおよびこうした好戦的な「国家的コンセンサス」の確立を企てる様々な試みに対して、深く憂慮する。二つの核兵器保有国間の紛争を解決するために、このような戦争に訴えることは、容認できる選択肢ではとうていありえない。

このことは、過去4年間に印パによって獲得されてきた核兵器能力および両国とも相手国への核兵器使用を禁止していないという事実によって、いっそう明らかである。両国による核兵器の獲得は、国内的および対外的な安全保障の悪化を両国にもたらしたただけであった。いかなる核兵器国の政府も、この点に関して白紙委任を与えられ、テロリズムと闘うという名のもとにいかなる行動をとることも認められているということはない。

ジャム・カシミールにおける最近のテロリストによる攻撃は強く非難されるべきであるが、CNDPIは、インドおよびパキスタンのすべての政治的指導者、政策決定者、立法府議員に対し、国境・停戦ラインからの軍隊の即時撤退を保証し、さらにすべての主要な問題を解決するために対話を開始することを、強く訴えるものである。(訳:藤田明史)

CNDPを代表して、R・ラムダス提督、J・スリ・ラマンほか

公認のものとなった。ABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)破棄に対するロシアの抵抗は、少なくとも政権レベルでは終止符が打たれた。

この結果、宇宙配備兵器に対する条約上の重要な障壁がなくなってしまうこのことは人類にとって深刻な新段階を意味するであろう。宇宙兵器禁止への取り組みを急がなくてはならない。ロシアはこの分野で強力な外交を展開すべきである。

3. ミサイル防衛問題が象徴しているように、全体として、米国のペースで新し

い「枠組み」が作られた。核兵器削減においても、ロシアは削減兵器の破壊を主張していたが、条約に盛り込めなかった。3か月の脱退通告で条約から脱退できるという点でも、米国の単独行動の余地を拡大した。

この枠組みのなかでは、国際世論が米国の一方的行動をチェックするのに、ますます重要になる。

NGOとしては、ABM条約が破棄されたとしても、NPT13項目の順守を要求しつづけることが大切であると考える。

(梅林宏道)

# 有事法制・マエダ便

## 第5便

前田哲男

### 6月地方議会が重要

変化、あるいは逆転への予兆とみるべきであろうか、瀋陽事件と鈴木問題の余波によって、とにかく法案の5月中衆議院通過と会期内成立は断念された。すぐに国会の期限延長が検討され始めたので、いぜん危うい状態はつづく。しかし政府与党による当初の目算によれば24日参議院回付、6月中旬成立と見込まれていた審議日程から考えると、この時間的猶予は一つの天恵である。5月末から各地で大規模な労働者、市民の反対集会が持たれ、さらに6月に入ると地方議会の定例会も続々開催される時期とも重なる。ここに新たな勢いを結集しうれば、廃案、もしくは継続審議が視野に入ってくる。

### 活路ひらく「地方」

国会の力関係に立つかぎり議席数“永田町の論理”だけで法案撤回を実現できないのは明らかである。しかし地方自治の立場に依拠した「地方が中央を包囲する」大きな戦略を構築できるなら、情勢は一変する。有事法案とは地域と職場を囲い込む「国家総動員法」であり、法案を審議する国会議員はすべて地域選出なのだから、地方対中央に活路を見出せば政府与党を苦境に追い込める。その意味で、地方議会から反対や法案撤回の決議が出始めたことは勇気づけられる動きだ。衆院有事法制特別委が23、24日に与党単独で予定し、結局中止された地方公聴会も、実情は自民党推薦の陳述者を得られなかったためだった。この背景にも法案に内在する国権優位と対米追従ぶりが次第に理解されはじめた事情を読み取ることができる。

三重県議会は5月17日、県レベルでは全国初の反対決議を採択した。「有事の概念がとめどなく拡大され、国の権限を

肥大化させる」との理由からである。自民党県議団提出の「慎重審議」決議案を否決した上での採択であり意義は大きい。長野県と高知県知事も反対意思を表明している。東京都国立市、小金井市、京都府大山崎町、長野県喬木村、坂北村議会も「国民の自由と権利を守る立場」、「地方自治侵害」などをあげて「有事法制の制定に反対する意見書」を採択した。この流れが6月議会とともにいっそう加速されることを期待しよう。

### 低調な国会

それにしても国会論戦は、低調を極めるというしかない。「武力攻撃が予測されるに至った事態」などというあいまい漠然とした定義の下、自衛隊出動が時間的（防衛出動準備命令時点から展開予定地域に進出できる）また地理的にも（周辺事態と併存する可能性を排除しない）集団的自衛権行使＝海外派兵の公然化を明示されているというのに、本質を突いた議論を展開していく緊迫感が国会にはまったく見られない。予測事態の定義に関し例示を求めた野党要求に対し政府提出の統一見解は、「武力攻撃が予測されるに至った事態とはどのような事態であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でない」という木で鼻をくったような回答であった。

なぜ直ちに、「予測される事態」にブッシュ政権が近く予定しているとされるイラク攻撃支援が含まれるのか否か、また「悪の枢軸」の一角と名指される北朝鮮に対する軍事攻撃が自衛隊出動に該当するか否か、これら仮定でない現実的な事例をあげて反問しないのだろうか。そのような論点が示されてこそ「備えあれば憂いなし」などということわざ一つで日本を戦争に導く本法案の隠れもない実体

イラスト：志水奈那子

があぶりだされてくる。「予測される事態」への自衛隊と在日米軍の対応が、「地方公共団体の責務」や「指定公共機関の責務（民間協力）」「国民の協力」に直結し、業務従事命令や物資保管命令とつながる事実を見るなら、そこに焦点を当てるべきであるのに、野党の論争力不足が問題の本質を隠しているのである。

会期内成立が消えたとはいえ、国会が延長されれば状況はまた振り出しに戻る。

### 「不審船」事件を警戒

さらに次のようなことも予期しておかなくてはならないだろう。99年3月、周辺事態法案が国会で審議されていたとき、「能登沖不審船事件」が起こり、法案はあれよあれよという間もなく通過してしまった。当時官房長官だった野中広務氏の回想によれば、

「私は、世の中に明らかにしていませんが、官房長官在任中に北朝鮮の不審船事件に遭遇し、小淵総理の許可を得て史上初の海上警備行動を海上自衛隊に出した張本人です。けれども、あとから考えますと、なぜあの時に発覚したのか、未だに不思議でなりません。あの時はガイドライン法案が国会審議を混乱に陥れている時期でした。日本人はあの不審船で一挙にそういう問題から目を閉じてしまうことになりました（『ダカーポ』02 36）。

奄美沖で起きた第2次不審船事件は、有事法案が上程される今国会の冒頭に発生している。「二度あることは三度ある」、そう警戒しておいたほうがよい。（5月26日）

るとともに、必要と認めるときには、適当な措置を講じるよう要請するものとする。

この条文自身は神戸方式(非核証明の提出を求める)やニュージージーランド方式(こちら側の調査で判断する)で米軍艦の入港をチェックする方法に比べて弱いことは確かである。

しかし、この条文は神戸に対する強力な支援になる。

もし、神戸方式が神戸において破られるおそれが生じたときには、それは苫小牧にとって、「本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由」になるから、市は神戸方式を守る要請行動をとることが求められる。

いずれにしても、苫小牧市民による条例に則した監視活動が必要で、この点でピースデポは協力してゆくことができる。

## 苫小牧市非核平和都市条例

わたしたち苫小牧市民は、安全で健やかに心ゆたかに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々と共に、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定する。

### 第1条(目的)

この条例は、本市の平和行政に関する基本的事項を定め、市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できる環境を確保し、もって市民生活向上に資することを目的とする。

### 第2条(恒久平和の意義等の普及)

市は日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の趣旨について、広く市民に普及するように努めるものとする。

### 第3条(平和に関する交流の推進)

市は、他の都市との平和に関する交流を推進するように努めるものとする。

第4条(その他平和に関する事業の推進)  
市は前2条に定めるもののほか、平和の推進に資すると認める事業を行うように努めるものとする。

### 第5条(平和の維持に係る協議等)

市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合には、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

### 第6条(核兵器の実験等に対する反対の声明)

市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

### 第7条(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(2002年3月12日、全会一致で可決。2002年4月1日公布、施行)



# 北海道 非核・平和条例制定運動

道畑克雄(非核・平和函館市民条例を実現する会)

## はじめに

この2月は、各自治体で議会が開会されたが、北海道では、いずれも港湾を有する都市である苫小牧(市民運動による陳情に基づく市長提案)、小樽(市民運動による陳情)、函館(市民運動による要望と議員提案)で、とりわけ米軍艦艇の入港を止めるという趣旨の「非核・平和条例」案が提案された。可決・制定されたのは、苫小牧市でだけだったが、3市で提案された条例案とそれをめぐる動きについてレポートする。

## 1 運動発足の経過

冷戦後の新たな世界秩序が模索され、1996年の安保再定義、1997年の新ガイドライン策定と、日米防衛協力の役割も質的に変更されるなど日米軍事同盟の強化が行われてきたが、日本の協力内容として、有事の際は米軍への従前から提供施設(基地)以外にも、民間港などの使用が狙われてきた。

米軍艦艇は、これまで全国各地に入港を繰り返しているが、平時であっても軍隊は何らかの任務の遂行中であり入

港を認めることは米軍の軍事戦略に間接的な加担であること、そして、核兵器積載疑惑が払拭されていない中では、国是である非核三原則が堅持されるとはいえないことなどから、その都度、反対運動が取り組まれてきたが、1997年の小樽港への米海軍空母インディペンデンスの入港は、従来違い、明らかに新ガイドラインの実行宣言であるとの受け止めから、単に反対を叫ぶだけではなく、実効性と普遍性のある方法で対抗できないかと考え、小樽と函館では、1975年から神戸市で実施されている「艦艇の入港に際し非核証明書の提出を求め、これがない場合は入港を認めない。」とする「非核神戸方式」に着目した条例の制定を目標に取り組みが行われてきた。また、苫小牧では、他に先駆けて1996年に市民団体が議会に非核平和条例制定を陳情し、その趣旨採択が行われ、以降も制定を求める運動が続いてきた。

## 2 条例案について

3市で出された条例案は、いずれも基本的精神は憲法の理念である恒久平和に立ち、「非核」とあわせて、「平和」行政

の推進に努める内容となっている。

「非核」については、国是である非核三原則の自治体での堅持を基本とし、条例案文では、苫小牧の条例案は、「市長は本市において国是である非核三原則の趣旨が損なわれる恐れがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする」とあり、小樽・函館では、「入港しようとする艦艇について非核証明書の提出を求め、提出がない場合は、港湾施設の使用を認めない(要約)とするものである。(小樽市の条例案は6ページに掲載。)

## 3 自治体における米軍艦艇の拒否の論理

艦艇を含む船の入港に関しては、多くの国際条約・取り極めがあるが、特に米軍艦艇の入港根拠とされる安保条約に基づく地位協定第5条の解釈が大きなポイントとなる。

国家間の条約に基づく取り極めであるがゆえに、一見、自治体は何ら対抗する方法を持ち得ないような錯覚に陥りがちだが、地位協定第5条には、艦艇の出入港については強制水先と港湾の使用料が免除されることしか書かれておらず、入港手続きについては、国内法によるとある。(英文では、さらに条例や規則を含

むと解される語句が見られる)

この国内法とは港湾法であるが、港湾の使用や入港の許可権限は、自治体(=首長)にあるとされており、是非の判断の権限は自治体にある。非核・平和条例案は、この港湾法に依拠してつくられており、地位協定第5条では、自治体の判断まで制約できないというのが米軍艦艇の入港を拒否できるとする根拠である。

#### 4 議会での質疑内容

苫小牧の条例案については、大きな反対の議論もなく可決された。小樽・函館では、条例制定に反対する立場から以下のような趣旨の質疑があった。

(1)米軍艦艇の入港は国家間の取り極めである条約に基づくもので、外交問題であり、国の専権事項である。非核証明書の提出を求めることは、自治体が入港を制約することになり、国の権限を侵すことになる。自治体は、港湾管理の権限はあるが、このような条例を制定することは、条例制定権をも逸脱することになる。(小樽・函館)

(2)米軍艦艇の核兵器積載問題につ

いて、日本は非核三原則を堅持しており、事前協議がない限り核の持ち込みはないので、非核証明書を求める必要はない(小樽)

小樽・函館とも条例案の内容がほぼ同じであるため、質疑も同じようなものが出たと想像される。

#### 5 運動側の見解

小樽と函館では、条例案の提案形態に違いがあり、小樽では、函館のように議会で質問に対し、直接、提案側が答弁するという形にはならなかったが、運動する側の立場として見解を総括的に述べると次のとおりである。

(1)については、国家間の取り極めである条約といえども、その根拠となる国内法令が整備されていない場合は国内で適用できず、港湾法を改正して国の権限を明記しない限り、国は自治体の港湾管理権を制約できない。米軍艦艇の入港の根拠とされる地位協定5条については、基地以外の国内の施設を使用できることを担保しているのではないと解釈

すべきである。

(2)については、米国は核兵器の積載について、その有無を明らかにしないという戦略をとっており、このことからすると、持ち込むときは事前協議するというのは極めてあいまいだと受け止めざるを得ないが、国是である非核三原則を自治体の段階で確認することは国益にも反しない。国が今以上の対応をとろうとしない限り、自治体のレベルで非核を確認しようとすることは当然である。

#### 6 まとめ

運動発足から3年経過し、函館では2度目の条例案提案となったが、日米安保条約や地位協定、また、外交権と港湾管理権など、国と地方の権限について、さらに研究が必要だと考えている。

周辺事態法の成立、テロ対策特措法に続き、現在、有事法制関連法案が国会で審議されているが、戦争に加担しないために、地方自治体はどう固有の権限をし、どう実効性を担保するかが問われているときである。

### 函館

## 非核・平和行政の推進に関する条例(案)

2002年3月11日不採択

函館市民は、昭和59年8月6日、以下の核兵器廃絶平和都市宣言を行った。

「わたくしたち函館市民は、美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を住みよい都市に発展させるため、市民とまちの理想像を市民憲章に定めています。

わたくしたちは、この理想が、世界平和の達成なくしてはありえないことを認識しています。

わたくしたち函館市民は、核戦争の危機が叫ばれている今日、世界で唯一の被爆国の国民として、また、平和憲法の本質から、世界の人々とともに、再びこの地球上に被爆の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶を強く訴えるものです。

わたくしたち函館市民は、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな市民生活を守る決意を表明し、ここに核兵器廃絶平和都市の宣言をします。」

この宣言からすでに多くの歳月が経過した。しかし、核兵器の脅威は、なお地球上から消滅しないばかりか、新たな核兵器拡散の恐怖さえひろがっている。

函館市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、函館市の平和の営みが世界の平和に通ずる確かな道であることあらためて確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させて、ここに非核・平和行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、函館市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義、国の非核三原則および地方自治の本旨にのっとり、積極的に非核・平和行政を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)核兵器

核分裂、核融合またはそれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて、人を殺傷し、または器物、建造物もしくは自然環境を破壊するものをいう。

(2)非核・平和行政

市の核兵器廃絶平和都市宣言(以下、「平和都市宣言」という)の趣旨にそった行政をいう。

(3)港湾施設

港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第5項の規定に基づき告示された施設をいう。

(非核行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持ち込み、輸送および使用に

協力しない。

2 市は、外国艦艇が港湾施設を使用しようとするときは、当該艦艇を保有する国に対し、当該艦艇が港湾施設の使用に際し核兵器を積載していないことを証明する書面の提出を求め、その提出がないときは、函館市港湾施設管理条例(平成12年函館市条例第38号)第4条および第5条の規定にかかわらず、当該外国艦艇による港湾施設の使用をさせない。

(平和行政の推進)

第4条 市は、市が保有し、または管理するすべての施設および用地を平和都市宣言の趣旨に反する目的のために使用しないものとし、および市の義務についても平和都市宣言の趣旨に反する目的のために行わないものとする。

2 市は、平和都市宣言の趣旨にそった行政を推進するため、市民とともに次の事業を行うものとする。

(1)核兵器の廃絶および恒久平和の実現のための教育の推進

(2)核兵器の廃絶および恒久平和に関する情報および資料の収集、保管および提供

(3)核兵器の廃絶および恒久平和の推進に関する市民活動への支援

(4)前3号に定めるもののほか、この条例の目的に基づく必要な事業

付則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

# 小樽市における非核三原則の実施と 平和行政の推進に関する条例(案)

2002年3月15日不採択

前文

小樽市は、天然の良港と称えられる港を中心に栄え、現在も、商業と観光を担う港の役割はますます大きくなっている。世界に開かれた小樽港は、小樽市民と小樽市を訪れる人々に親しまれるものでなければならない。

また小樽市は、1982年「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、核兵器廃絶と軍縮を誓った。しかし、今もなお核兵器は存在し、人類と地球環境への脅威となっている。

今こそ私たち小樽市民は、非核自治体に課せられた責任を自覚し、戦争で失われた多くの生命を悼み、日本国憲法の恒久平和の精神を世界に広め、国際平和の実現に貢献しなければならない。

世界と小樽市の平和的発展を願う私たち小樽市民は、ここに小樽市が非核都市であることを明らかにするとともに、世界平和に貢献してゆくためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、「小樽核兵器廃絶平和都市宣言」(1982年6月28日小樽市議会決議)を具体化し、我が国の基本政策としての非核三原則を誠実に遵守するとともに、

日本国憲法の基本理念である恒久平和を実現するための基本方針を定め、もって市民の平和で安全な暮らしの維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は本条に定めるところによる。

(1)核兵器

核分裂、核融合またはそれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人間を殺傷し、または器物、建造物もしくは自然環境を破壊するものをいう。

(2)小樽港湾区域

港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。第33条第2項の規定により許可を受けた水域をいう。

(3)港湾施設

法第2条第5項に定めるもののほか、水中木材整理場その他市長の指定したものをいう。

(非核原則の具体化)

第3条 小樽市は、市の区域内において、核兵器の製造、保有、持ち込み、通過および

び使用を認めない。

2 小樽市は、小樽港湾区域に入港するすべての外国艦艇を保有する国に対し、当該艦艇が核兵器を搭載していない事を証明する書面の提出を求めるものとする。

3 小樽市は、前項の書面の提出がない艦艇に対し、港湾施設の使用を認めない。

(平和行政の推進)

第4条 小樽市は、平和行政を推進するために、次の事業を行う。

(1)日本国憲法に規定する平和の意義の普及

(2)核兵器廃絶及び平和に関する情報および資料の収集、保管ならびに提供

(3)核兵器廃絶及び平和推進に関する市民活動への支援

(4)核兵器廃絶及び平和推進のための国内外の諸都市との交流

(5)前各号に定めるもののほか、この条例の目的に必要な事業

(市民参加)

第5条 小樽市は、前条に定める平和行政を推進するにあたっては、市民に対し、施策の企画、立案、実行について公募を行う等、市民参加を推進するよう努めるものとする。

付則

この条例は、小樽市議会による採択から一ヶ月以内に施行する。

## 返還30周年を迎えた沖縄の基地

# 本土に伝わらない 危険の現実

2002年5月15日、沖縄は返還30周年を迎えた。その記念日を目前に控えた今年4月以降、沖縄に集中する米軍基地の重圧を象徴するような事件が県内で多発した。米軍機による事故である。4月から5月にかけて、立て続けに5件の航空機による事故が発生するというこの異常事態に、住民らの間に怒りと不安が渦巻いた。

沖縄の現実に対する本土メディアの関心は低く、これらの事故の重みを十分に理解した報道はないに等しい。日本国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約75%に及ぶ広大な面積の米軍基地が存在している不平等さが、相次ぐ事故を通してあらためて浮き彫りとなった。以下に、5件の事故の経過を述べる。(経過は『琉球新報』などに基づいた。)

## 1 照明弾の落下 嘉手納基地

4月8日午後0時20分ごろ、嘉手納基地上空でF15戦闘機から「フレア」と呼ばれる小型の訓練用照明弾が落下し、上空で燃焼した。事故を起こした戦闘機は、訓練から帰還し、着陸態勢に入ったところであった。「着陸体勢に入った機体が車輪を出した後、後部から火の玉のようなものを出した」と目撃者は語る。

同基地を抱える沖縄市、北谷(ちやたん)町、嘉手納町は、マスコミからの問い合わせによって事故発生を知った。午後1時過ぎであった。ところが、3時間以上経過した午後4時前まで、米軍からの連絡はなかった。この事故に対し、米軍は、訓練弾が上空で完全に燃焼したとの理由で、「人や建物に被害を与えるような

危険性は一切なかった」と説明した。

## 2 燃料タンク落下 普天間飛行場

4月17日午後1時ごろ、CH53型輸送ヘリから燃料補助タンクが外れ、滑走路上に落下した。落下直後にヘリは同飛行場に緊急着陸した。ヘリは普天間飛行場からの離陸直後であり、落下時には地上約3メートルの地点に達していた。落下したタンクは2個で、およそ4.5メートルの長さであったという。ヘリの操縦者を含め、けが人はなかった。

落下現場は同飛行場の真栄原(まえばら)ゲート寄りの滑走路上であった。現場は小中学校や大学などが密集している民間地域に隣接している。フェンスから落下現場までの最短距離はわずか700メートルである。学校関係者を始めとした不安の声にもかかわらず、タンクの落下事故後も、市内では同型ヘリが民間上空で通常通り訓練を繰り返した。

事故原因については、19日にラーセン在沖海兵隊基地司令官(准将)が、事故の原因は離陸時に発生し得る誤作動によるもので、飛行中は起きないと説明した。また、22日には、ヤーウェル外交政策

部長が事故原因を「電気系統の配線ミス」との見解を示した。

### 3 風防ガラス落下 嘉手納基地

4月24日午前9時ごろ、F15戦闘機が嘉手納基地に緊急着陸した。沖縄本島の南東海上約129キロの上空で風防ガラスを紛失したためであった。紛失した風防ガラスは強化プラスチック製で長さがおよそ2メートル、幅1メートルである。那覇防衛施設局の照会に対し、米側が正午前に回答した。その後施設局が県に連絡をした。米軍は風防ガラスを「訓練中に洋上で紛失した」と説明しているが、落下地点や原因については調査中として明らかにしていない。事故後、F15戦闘機の訓練は一時中断されていたが、午後1時過ぎには再開された。

### 4 上空でジェット燃料漏れ 嘉手納基地

4月25日午後4時50分ごろ、C2Aグレイハウンド輸送機が燃料漏れで嘉手納基地に緊急着陸した。事故機は同基地を離陸直後で、燃料漏れが始まった時点では約50メートルの上空にいた。同機は沖縄市、嘉手納町、読谷村の3市町村付近の上空を燃料をもらしながら、旋回し、離陸から約5分後に着陸した。漏れた燃料は推定約3800リットルである。事故を目撃した人の中には、異臭、目のかゆみや痛みを訴える人もいた。

事故の翌朝、燃料漏れを起こしたとみられる輸送機は、事故原因も究明されないまま、故障部品の交換後にテスト飛行した。そして午後3時ごろ、同基地を離れて母艦のキティホークに戻った。この再飛行については、日本側に事前の連絡はなく、事故機の飛行停止を求めている県や地元自治体の意向が無視された形となった。

26日、米海軍は事故原因を「燃料タンクのバルブ故障」と説明したが、「詳細は調査中」としたままである。

### 5 滑走中にパンク 嘉手納基地

5月1日午前8時半ごろ、米国ワシントン州マッコード空軍基地所属のC17グローブマスター輸送機が、嘉手納基

## 沖縄県議会決議

### 米軍機からの訓練用照明弾、燃料補助タンク、風防ガラス落下および燃料漏れ事故等並びに多発する米軍人等による事件・事故に関する意見書・抗議決議

去る4月8日に嘉手納基地上空で米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機から訓練用照明弾が落下、4月17日には普天間飛行場を離陸中の在沖米海兵隊普天間基地所属のCH53Eヘリコプターから燃料補助タンク2個が落下、4月24日には沖縄南東海上約128キロ地点で通常訓練中の米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機から風防ガラスが落下、4月25日には米海軍キティ・ホーク搭載機C2Aグレイハウンド輸送機からの燃料漏れ、5月1日には嘉手納飛行場を離陸準備中のC17大型輸送機の後輪がパンクするという事故が発生した。

今回の燃料漏れ事故については、住民に異臭や目の痛みを訴えるなどの被害が生じており、器物等の落下事故については一歩間違えば周辺の民間地域への大惨事を引き起こしかねない状態が懸念されたことから、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている地域住民や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

米軍機による事故に対しては、本県議会はその都度、米軍や関係機関に事故の再発防止や米軍の綱紀肅正を強く要請してきたにもかかわらず、このような事故が立て続けに発生したことは、誠に遺憾であり、容認できるものではない。

また、最近、宜野座村松田区港原民間地域への米軍水陸両用車の侵入事件、米軍人・軍属等の少年による窃盗事件等が相次いで発生している。よって、本県議会は、県民の生命・財産の安全を守る立場から、今回の事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 公共の安全・環境等に影響を及ぼすおそれのある事件・事故が発生した場合には関連する情報を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故原因を徹底的に究明し、その結果を県民に明らかにすること。
- 3 航空機等の安全管理と事故の再発防止を徹底すること。
- 4 事故原因が究明されるまで事故機の飛行を停止すること。
- 5 演習および飛行訓練等に際しては、民間住宅地域の上空を飛行しないこと。
- 6 米軍人・軍属等による事件の再発防止を図ること。
- 7 綱紀肅正の徹底を図ること。

2002年5月9日  
沖縄県議会



### 「いつまで同じことを」 地元の怒り、頂点へ

5件の米軍機事故を受け、基地周辺住民は、危険と隣り合わせの生活にあらためて不安と憤りを噴出させた。地元自治体の首長らは、事故発生ごとに米軍への抗議を繰り返し、原因究明と事故機の飛行中止等を要請した。そして「人をばかにしている」「うんざりだ」と憤りの声をあげた。

5月9日に県議は、米軍関係の事件・事故に対して抗議する決議案と意見書案を全会一致で可決し(資料参照)米軍に直接抗議するとともに、政府や米大使館などに要請行動を起こした。14日には稲嶺知事が、3者臨時会合(県、在沖米軍、外務省沖縄事務所)で、「(3者の間には)一連の事故に対する『温度差』があると指摘、再発防止に向けた日米双方の努力を要望した。(中村桂子)

地を滑走中にパンクし、離陸を中止した。後輪部分から数メートルの白煙が数秒間上がったと目撃されている。

米軍は、通報那覇防衛施設局の照会には応じたが、県や嘉手納町には「運用上の理由で答えられない」と事故に関する回答を拒否した。

# ピースデポの出版物

新刊

『核兵器撤廃への道』(会員価格1,500円、一般1,800円)

著者:杉江栄一、発行:かもがわ出版(2002年4月)  
核兵器のない21世紀のためになにをすべきか。核兵器撤廃を実現する道すじを考える。

『検証「核抑止論」-現代の「裸の王様」』(会員価格1,200円、一般1,500円)

ロバート・グリーン著、梅林宏道、阿部純子訳。発行:高文研(2000年11月)  
最新の情報による核問題の入門書。日本の課題についての補章あり。

『核軍縮と非核自治体・2001』(会員価格1,000円、一般1,500円)

監修:梅林宏道・前田哲男(2001年7月発行)  
「NPT13項目と日本」、「核兵器廃絶・長崎会議」の特別記事あり。

価格はすべて送料別。(1冊310円)  
注文は事務局までご連絡ください。

## 日誌

2002.4.21 ~ 5.20

(作成:中原聖乃、竹峰誠一郎、中村桂子)

KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / WB=ホワイトビーチ

4月23日 戦略核の大幅削減問題を協議する米口の外務次官級協議会、モスクワで開始。

4月30日 KEDOの代表団、北朝鮮側と高位級専門家協議を行なうため平壤入り。

4月29日 ラムズフェルド米国防長官、核削減協議の詰め目的でワシントン露国防相と会談。

4月30日 米大統領報道官、北朝鮮国連代表部が米との対話再開に応じると通告したと発表。

5月2日 自民党山崎幹事長、エジプト・イラク首相と会談、イラクの核査察受け入れを条件に人道的援助再開を表明。

5月3日 イラク核査察再開問題を巡る同国と国連の第2回協議。具体的な進展なし。

5月4日 米国、EU、ロシア、国連による中東情勢4者協議開催。

5月6日 米國務省、国連事務総長に対し国際刑事裁判所設立条約署名の撤回を正式に通告。

5月6日 ミャンマーの軍事政権、アウン・サン・スー・チー自宅軟禁を約1年7ヶ月ぶりに解除。

5月7日 ブッシュ米大統領と露プーチン大統領、電話で協議。戦略核削減問題で進展。

5月7日 ブッシュ大統領、イスラエルシャロン首相と会談。

5月8日 5人の北朝鮮住民、亡命求め中国瀋陽市の日本総領事館に駆け込む。中国警察が侵入、連行。

5月10日 台湾軍、南部の屏東県九鵬吉で、地对空ミサイル「天弓2」の試射を行ないメディアに初公開。

5月14日 中国の軍事誌「艦船知識」が中国が巡航ミサイルの迎撃演習を行なったと報じる。

5月20日 東ティモール民主共和国、グスマン氏大統領就任し、独立。

### 沖縄

4月22日 米比合同演習参加のCH46Eヘリ4機とKC130給油機1機、給油のため下地島空港に

着陸。

4月24日 米F15戦闘機、沖縄本島の南東約80マイルの上空で風防ガラスを落とし、嘉手納基地に緊急着陸。

4月24日 米原潜シャルロット、勝連町WBに入港、同日出港。

4月25日 C-2Aグレイハウンド輸送機、嘉手納基地離陸後に燃料漏れで緊急着陸。

4月26日 ファーゴ米海軍太平洋艦隊司令官、米上院軍事委で「米軍のプレゼンスが減らされるべきではない。」

4月29日 米原潜コロンブス、WBに寄港、同日出港。

5月1日 嘉手納基地で米C17輸送機がトラブルによる離陸中止。米軍、原因は「タイヤのパンク」と那覇防衛施設局に連絡。

5月1日付 2001年度の県内民間空港への米軍機着陸回数は前年比6倍増。国土交通省の発表。

5月1日 那覇市と嘉手納基地、片務的な基地給水契約を解消、給水事業協定を締結。

5月1日 米強襲揚陸艦エセックスと揚陸輸送艦ジュノー、勝連町WBに寄港。2日出港。

5月2日 普天間基地の一部土地の強制使用手続きで、国が米軍用特措法に基づく代理署名。

5月7日 嘉手納飛行場に関する三連協(沖縄市、嘉手納町、北谷町)「米軍の相次ぐ飛行機事故に対する抗議声明」を発表。

5月8日 嘉手納レミントン司令官、自治体への説明会で、嘉手納での3件の事故のうち、F15戦闘機の風防ガラス落下のみ「事故」との認識を示す。

5月8日 米原子力潜水艦ラ・ホヤ、WBに寄港、同日出港。

5月9日 県議、米軍機事故に抗議する決議案と意見書案を全会一致で可決。

5月10日 県議、海兵隊の海外移転など6項目を盛り込むよう求めた新振興計画案決議を全会一致で可決。

5月10日 米下院、軍に対する環境規制を大幅緩和する条項含む法案を可決。沖縄のジュゴン保護運動に影響が。

5月13日 米海兵隊ヤーウェル大佐、CH53型輸送ヘリからの燃料タンク落下事故は人為的な配線ミスと県や自治体関係者に説明。

5月14日 県と在沖米軍、外務省沖縄事務所が、米軍機の事故統発問題で協議。

5月17日付 名護市、17日までに、普天間代替

## ピースデポ 関西読者会第2弾!!

今年の3月12日~16日に開催されたパグウオッシュ会議にピースデポ会員でもある藤田明史さんが参加されました。

日時:6月23日(日) 11時~13時  
場所:立命館大学国際平和ミュージアム、会議室202号室

話題提供:藤田明史さん  
「インドでのパグウオッシュ会議参加報告」

連絡先:有地淑羽(ピースデポ京都ポスト)  
TEL/FAX:0774-63-1688

施設の使用協定について飛行制限など視野にいれた「基本的考え方」案を策定。

5月19日 県、政府共催の復帰30周年記念式典開催。首相ら1100人が県内外から出席。

5月20日 福田官房長官、衆院有罪法制特委で、有事の際の沖縄県民に「負担は追加的にある。」

5月20日 海上補給艦ラッパハノック、WBに寄港。21日出港。

### 今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム  
CNDP = 核軍縮と平和のための連合  
MAD = 相互確証破壊  
NGO = 非政府組織  
NPT = 核不拡散条約  
START = 戦略兵器削減交渉

## ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

### 宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁):会員の方に付いています。  
・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。  
・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。  
・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

### ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>  
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>  
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>  
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、志水奈那子、竹峰誠一郎、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、藤田明史、前田哲男、道畑克雄、梅林宏道